

児童虐待防止対策強化プロジェクト (施策の方向性) 【概要】

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

- ・児童虐待の相談対応件数は増加の一途
- ・児童虐待による死亡事例の4割強は0歳児

②関係機関の情報共有による最適な支援

- ・国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担が不明確
- ・児童相談所・市町村が同じ視点で支援を要する児童に向き合っていない

③自立支援とフォローアップ

- ・社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要することが多い
- ・措置解除後も就業自立に結びつかないケースが多い

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

役割の明確化を踏まえ、共通の判断基準によりアセスメントを実施

18歳到達後や施設退所後等の継続的な支援

現状の児童虐待発生件数

児童虐待発生件数

児童一人一人に対応した適切な支援メニューの提供

市町村で
児童相談所で

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

養子縁組

里親

乳児院

児童養護施設

正規雇用で就職など、確実な自立へ

NPO、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップの構築

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

- 国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担及び介入と支援の在り方
- 司法の関与 ●里親委託・特別養子縁組の推進 などについて、引き続き議論

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

望まない妊娠、若年者の妊娠等について、関係機関からの情報提供の新たな仕組み及び子育て家庭へのアウトリーチ型支援により、行政や民間と子育て家庭の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止する。

②関係機関の情報共有による最適な支援

虐待事案が発生した場合において、児童相談所、市町村などの関係機関が、共通の判断基準によりアセスメントを行う新たな仕組みを通じて情報を共有することで、全ての支援を要する児童に対し、質の高い最適な支援を実現。

③自立支援とフォローアップ

個々人の状況を踏まえて里親委託や養子縁組など家庭的な環境で養育することを推進するとともに、施設入所・里親委託等の被虐待児童について、個々人の発達に応じたテーラーメイド型の支援を行うとともに、新たに、施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進等のフォローアップを行うことにより、確実な自立に結びつける。

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

次期通常国会における児童福祉法等の改正法案の提出も念頭に検討を進めるとともに、これらの一連の対策が効果的に機能するよう、必要な検証を行い、定期的に見直しを行う。

民間との協働

- ・ N P O、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップ構築
- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）の活用
- ・ 民間事業者による取組モデルの収集

アウトリーチ型支援

- ・ 支援を要する妊婦・家庭の把握、支援
- ・ 安全確認のための支援
- ・ 在宅児童・家庭への支援

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

※各事項について、今後、検討する。

① 妊娠期からの切れ目ない支援による発生予防

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

支援を要すると思われる妊婦を把握した学校、病院等の機関等が、市町村に対して通知。

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

- ・ 様々な事情により行政機関や子育て支援拠点と自ら接点を持ちにくい家庭に対するアウトリーチ型支援。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で活用。

【その他】 ○子育て世代包括支援センターの全国展開 ○助産施設の周知の徹底 など

② (1) 児童相談所・市町村の体制整備と役割分担

児童相談所等の相談体制

法的知識を要する相談や心理面に配慮することが必要な相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所や市町村の相談体制を整備し、専門性を向上。

初期対応の役割分担及び児童相談所から市町村への事案送致

迅速な初期対応を図るため、児童相談所・市町村間の共通アセスメントツールを活用するとともに、市町村が対応することが適当事案を児童相談所から市町村に送致。

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

②（2）要保護児童対策地域協議会の機能強化

協議会設置促進・調整機関の専門性の向上

地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進、要保護児童対策調整機関の専門性を向上。

調整機関による対象児童の判断・協議不調時の主担当機関指定

- ・要保護児童対策調整機関が、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断。
- ・協議が調わない場合における調整機関による主たる支援機関の指定。

②（3）被虐待児童の早期発見と迅速かつ的確な対応

関係機関等による調査協力等

児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、学校、医療機関等は当該調査に対し協力。

緊急時の臨検・捜索手続の簡素化

虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、緊急時における、都道府県による児童の家庭への臨検・児童捜索手続を簡素化。

- 【その他】 ○学校・医療機関における児童虐待対応の体制整備等 ○一時保護所の体制整備等
○一時保護所の第三者評価の在り方 ○民間の活用等による里親委託等の在り方 など

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

③（１）親子関係再構築の支援

一時保護や措置の解除時の助言等

一時保護・施設入所等の措置の解除時において、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングを実施。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援。

【その他】 ○一時保護の延長の際の保護者関与 ○措置解除後等における継続的な安全確保措置 など

③（２）施設入所等児童の自立支援

18歳に達した者に対する支援の継続

積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援。

施設退所後のアフターケアの推進

自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりを推進。

【その他】 ○自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施 ○里親委託児童の自立支援の充実

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

民間の創意工夫の活用

官・民のパートナーシップの構築

官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

先駆的な取組手法の検討・導入

行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法を始めとした先駆的な取組を幅広く参考とした上で、児童福祉分野での効果的な取組手法を検討・導入。

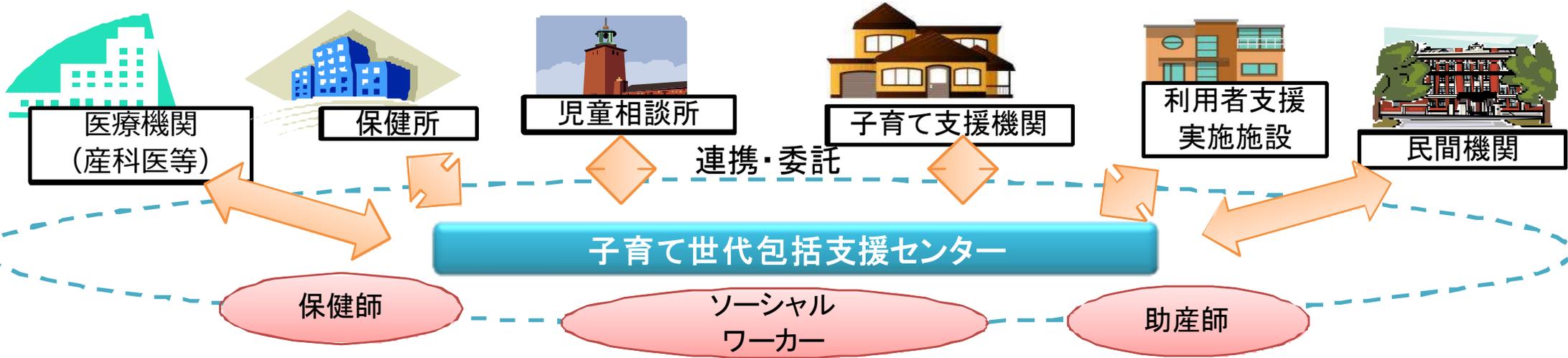
參考資料

子育て世代包括支援センターの全国展開

発生予防

現状

- 現状、妊娠から子育て期にわたる支援については様々な機関が個々に行っている。
- 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指している。
- 子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施。



課題

- 関係機関等において支援を要する妊産婦等の情報を共有することが必要。
- 低所得の妊婦や望まない妊娠、若年者の妊娠等について相談を受けた場合等、適切な連携をすることが必要。

施策の方向性

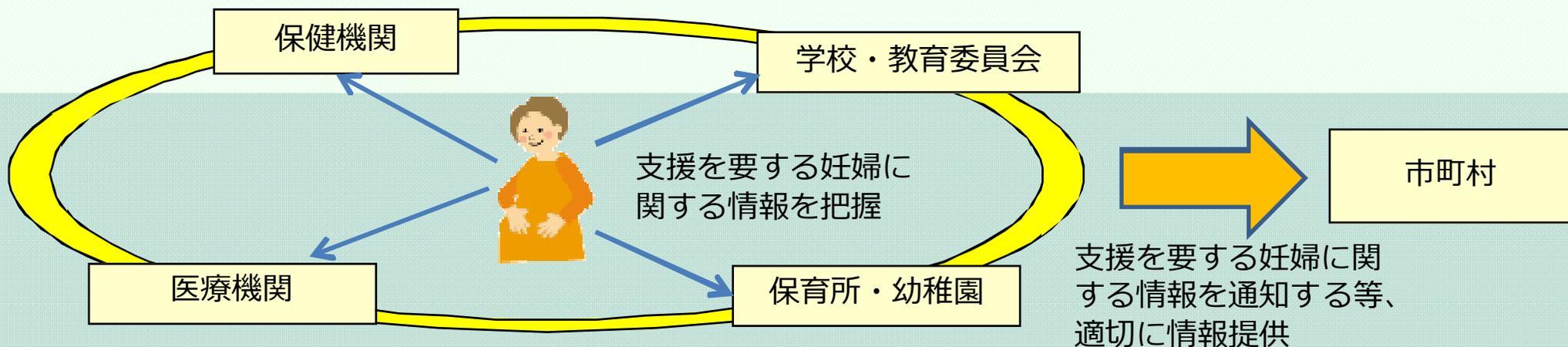
- 子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。
- 関係機関等において支援を要する妊婦の情報について共有し、低所得の妊婦に対し助産施設の周知を行うとともに、必要に応じて、児童相談所と連携して、特別養子縁組につなぐ仕組みとすることを検討。

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

現状

- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会の対象となっている。
- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は17.2%を占める。
- 0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%。

<イメージ>



課題

- 死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

施策の方向性

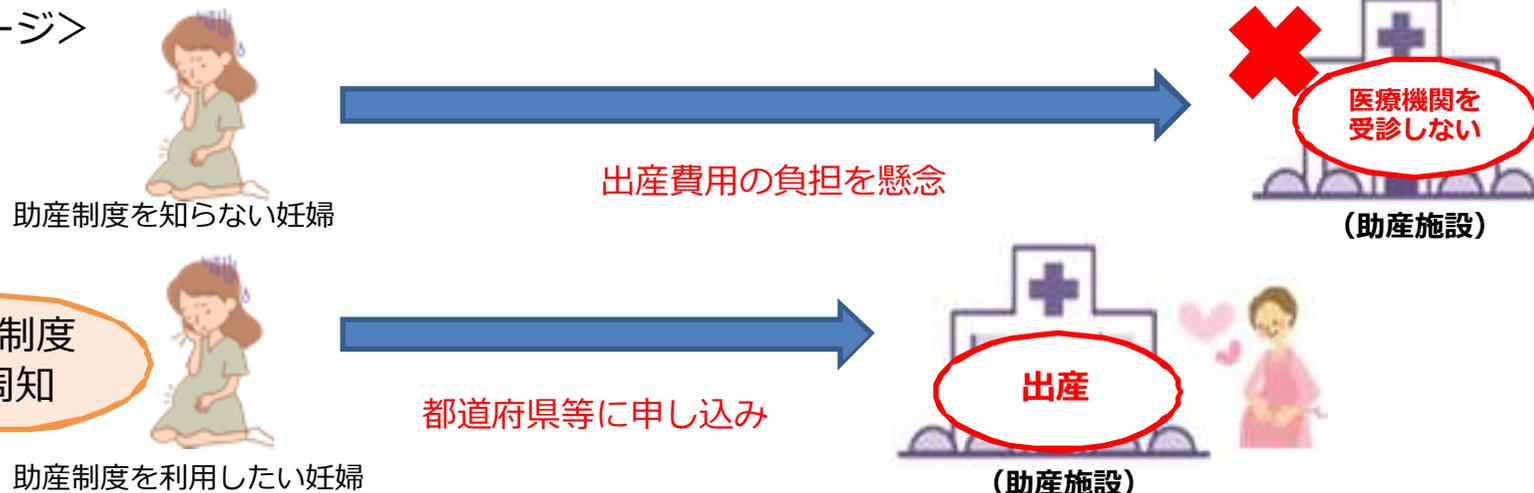
- 支援を要する妊婦と思われる者を把握した学校、病院等の機関等が、市町村に対して通知するなど、適切に情報提供を行うことを検討。

助産制度の周知の徹底

現状

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は17.2%を占める。
- 0日・0ヶ月児死亡事例をみると、医療機関で出産した事例は9.2%にとどまり、医療機関外での出産が大半。
- 経済的な理由により入院して出産することができない妊婦は、都道府県・市・福祉事務所設置町村に申し出ることで助産施設で入院・出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例もある。

<イメージ>



課題

- 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくりを行っていくことが重要。
- 低所得の妊婦が受診し医療機関が接点を持つことで、その後の支援につなげていくことが重要。

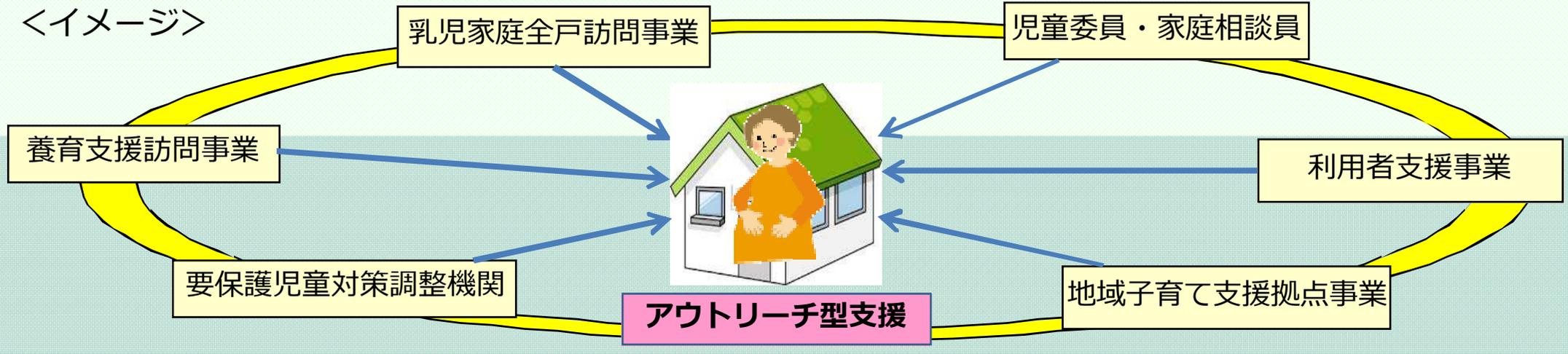
施策の方向性

- 助産制度を周知することで、助産制度の利用を促すことを検討。

現状

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施。
- 養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う養育支援訪問事業を実施。
- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て中の保護者等が子育てサービスを円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施。

<イメージ>



課題

- 様々な事情により行政機関や子育て支援の拠点と自ら接点を持ちにくい、持とうとしない子育て家庭が存在。
- 里親の負担軽減のための支援の充実が必要。

施策の方向性

- 様々な事情により行政機関や子育て支援拠点と自ら接点を持ちにくい子育て家庭に対するアウトリーチ型支援の在り方を検討。
- 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で活用することを検討。

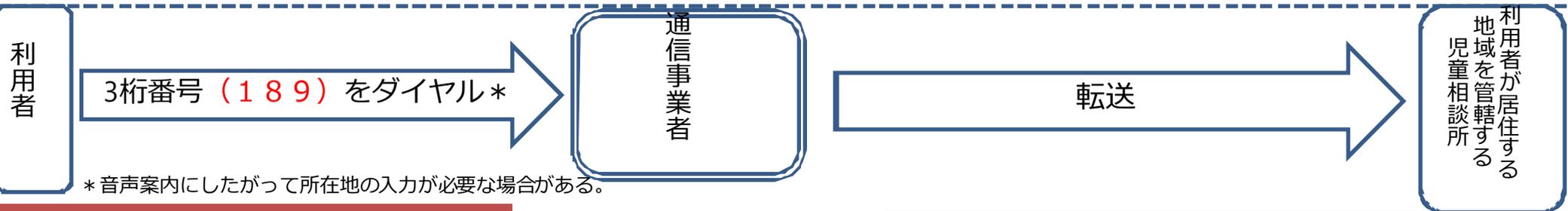
児童相談所全国共通ダイヤルの積極的な活用

現状

- 平成21年9月から開始した児童相談所全国共通ダイヤルをこれまでの10桁（0570-064-000）から覚えやすい3桁の番号(189)にし、平成27年7月1日から運用開始。
- 運用開始に合わせて、各自治体へのポスター等の配布や総理の視察等の広報活動を行った。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号（7桁）を入力してもらい、管轄児童相談所を特定



課題

- 広報活動を行ったものの、「189」をまだ知らない方がいる。
- 「189」をかけた際の音声ガイダンスが長いという声がある。

施策の方向性

- 児童虐待防止対策推進月間等における更なる広報活動の実施を検討。
- 利用者の立場に立った利便性の改善を検討。

児童相談所等の相談体制

現状

- 平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍
※児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍
- 児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%（平成26年4月1日現在）
- 法的手段を要するなど、専門的な知識や技術を必要とするケースの増加。



課題

- 増加傾向にある児童虐待に係る相談対応に対して迅速かつ的確に対応する必要。
- 法的知識を要する相談や心理面に配慮することが必要な相談に関し、専門性の確保・充実が必要。



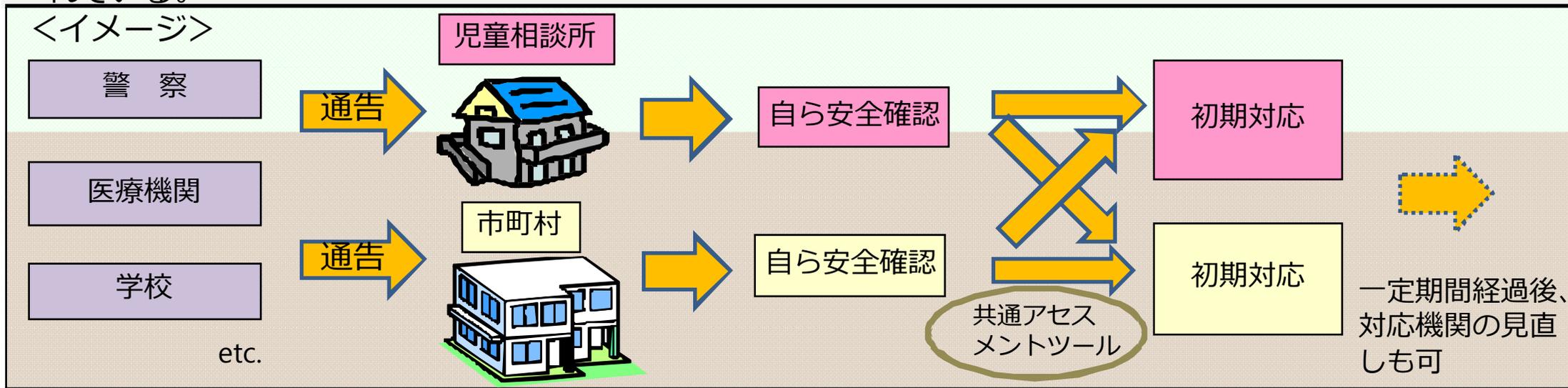
施策の方向性

- 児童相談所や市町村の相談体制の整備や専門性の向上を検討。

初期対応の役割分担及び児童相談所から市町村への事案送致

現状

- 児童相談所は、児童及び妊産婦の福祉に関し、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるほか、必要な調査や指導を行うこととされている。
- 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報の提供を行うほか、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされている。
- 児童相談所及び市町村は、それぞれ児童虐待を受けたと思われる児童について通告を受けることとされている。



課題

- 虐待事案の軽重と対応する機関にミスマッチが生じている。
- 一方で、対応すべき機関を判断する児童相談所・市町村共通の基準がない。
- 初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要。

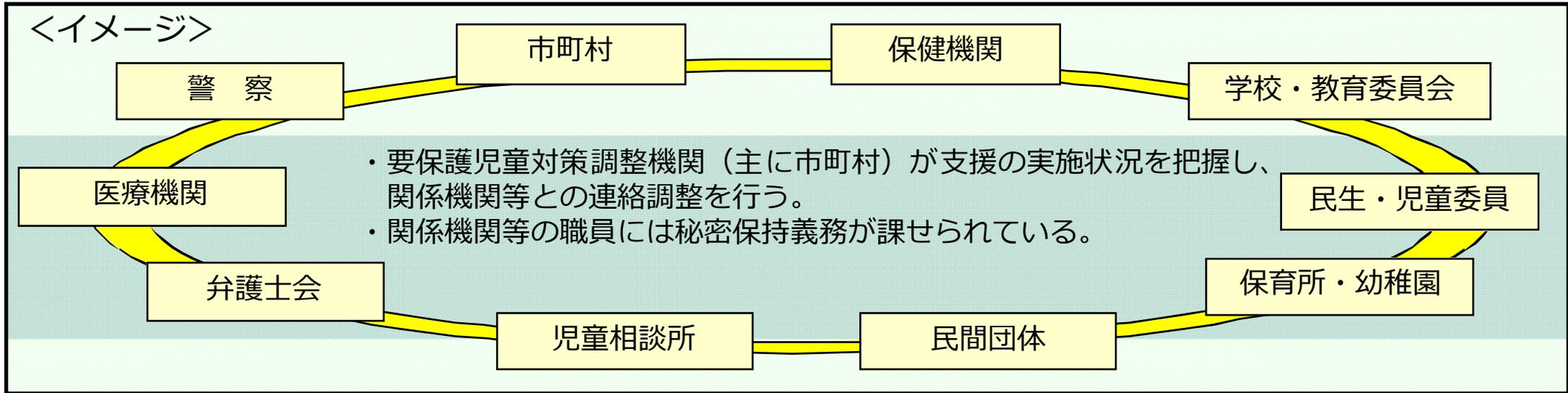
施策の方向性

- 初期対応における児童相談所・市町村間の共通アセスメントツールの活用を検討。
- 市町村が対応することが適当な事案を児童相談所から市町村に送致することを検討。

要保護児童対策地域協議会の設置促進

現状

- 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めるものとされている。
- 協議会は、要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。



課題

- 依然として要保護児童対策地域協議会を未設置の市町村がある。

※全国1,741市町村中、1,731市町村が設置（99.4%）
 （平成27年6月1日現在）



施策の方向性

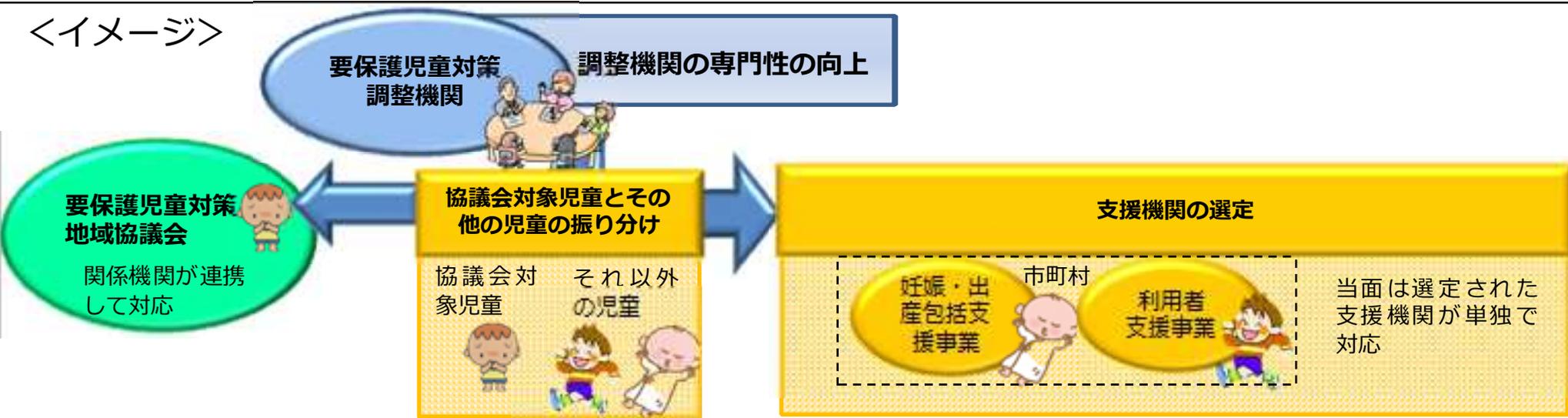
- 市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進を検討。

調整機関の専門性の向上・調整機関による対象児童の判断

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

- 協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。
- 進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。



施策の方向性

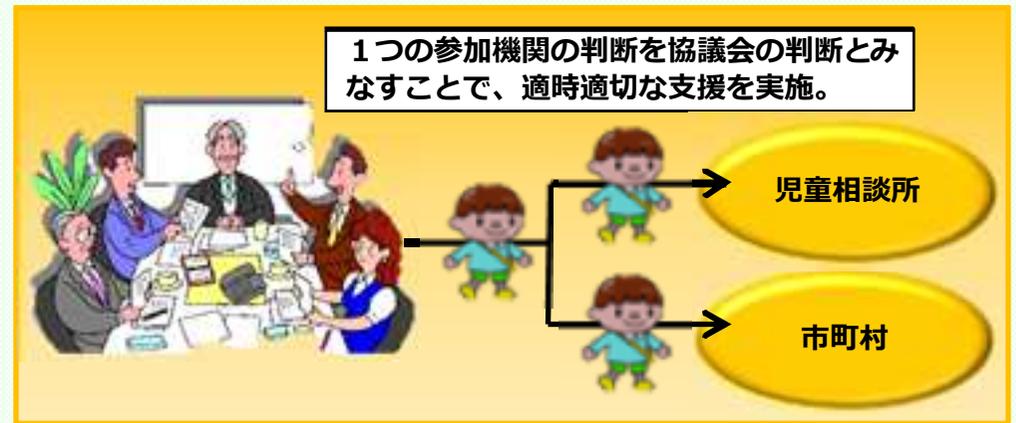
- 調整機関の専門性の向上を検討。
- 調整機関が、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断することを検討。

調整機関による協議不調時における主担当機関指定

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

- 関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。
- 協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

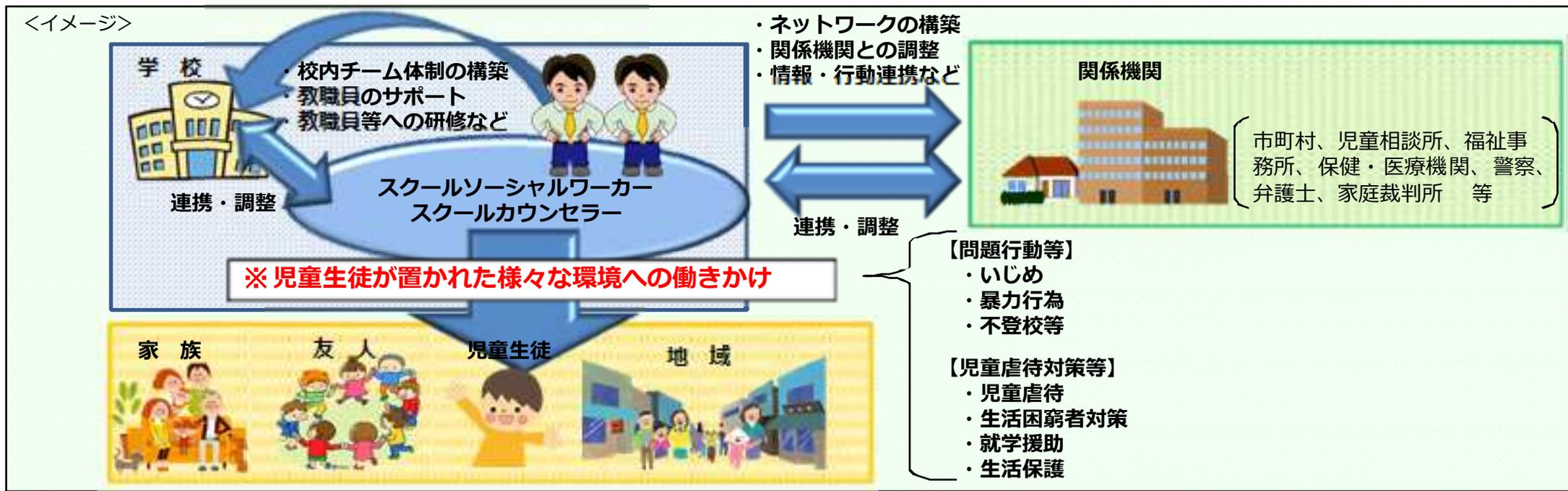
施策の方向性

- 調整機関が、協議会の協議が調わない場合に、協議会に参加する1つの機関を主たる支援機関として指定することを検討。

学校における児童虐待対応体制の整備

現状

- 学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、学校における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

施策の方向性

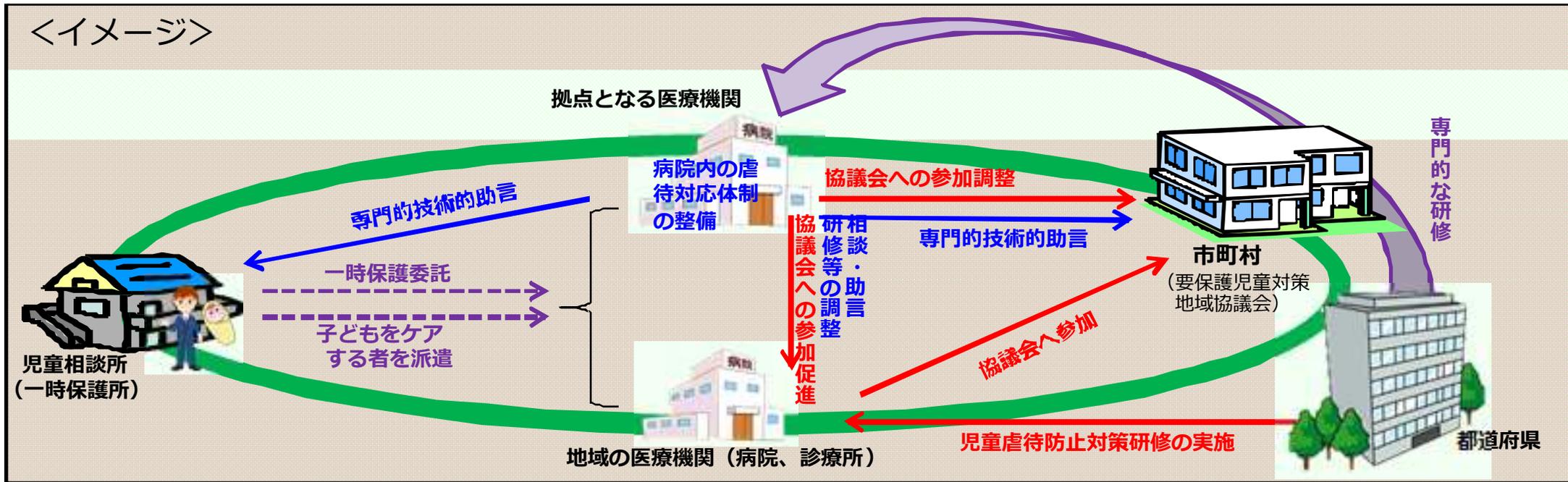
- 虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて研修等において引き続き教職員に周知することを検討。
- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実とともに、これらの外部専門家に対する虐待を含めた研修を充実することを検討。¹¹

医療機関における児童虐待対応体制の整備

現状

- 医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

<イメージ>



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、医療機関における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

施策の方向性

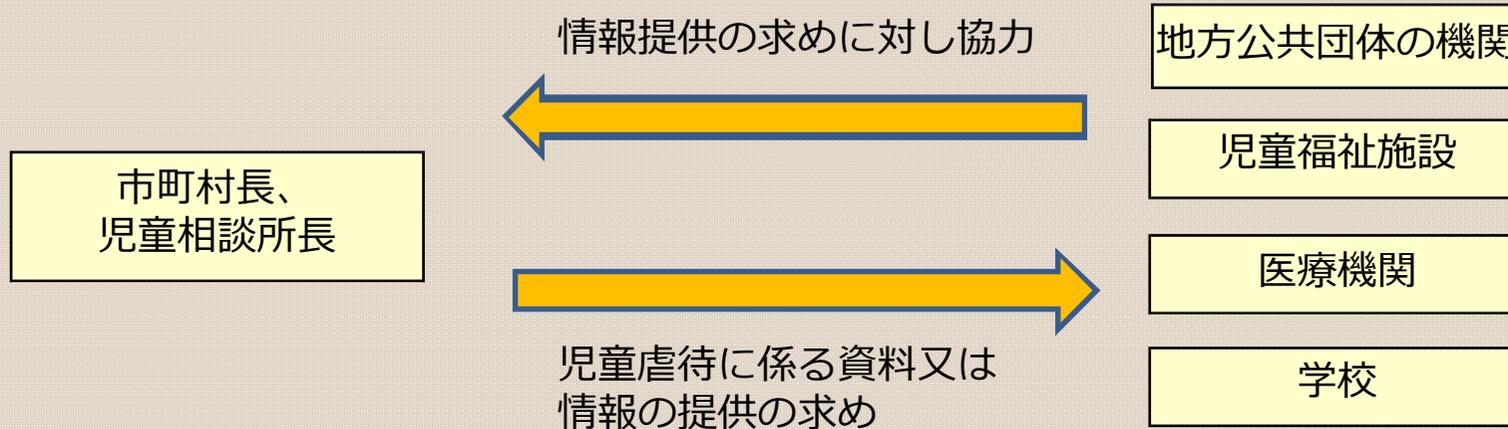
- 医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加の促進を検討。

関係機関等による調査協力等

現状

- 地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

<イメージ>



課題

- 児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、関係機関から児童虐待に係る情報の提供を受けられない場合がある。



施策の方向性

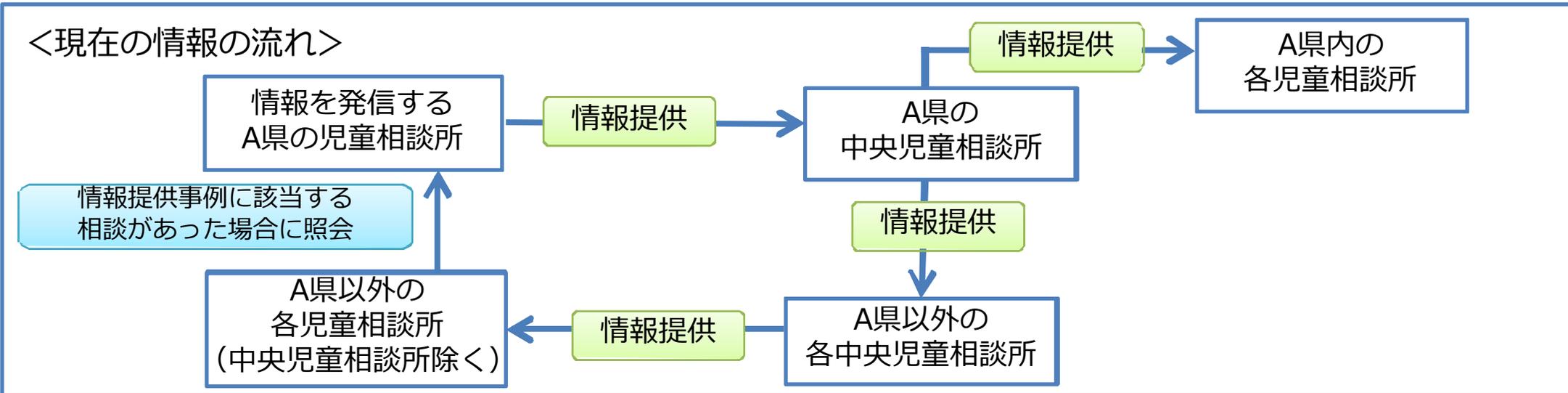
- 児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、学校、医療機関等は当該調査に対し協力することを検討。

児童相談所間の情報共有

現状

- 平成11年に全国児童相談所長会から、全国の児童相談所宛に「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（以下「CA情報」という。）が発出されており、児童虐待で関わった事例で、児童相談所としての指導が必要であるにも関わらず、転居又は行方不明により指導が中断された事例について、他県の児童相談所にFAXを活用して情報を提供することとしている。

<現在の情報の流れ>



課題

- CA情報の仕組みについて、周知が徹底されておらず、仕組みを利用していない児童相談所もある。
- 児童相談所間の連絡網であるため、市町村との情報共有ができていない。

施策の方向性

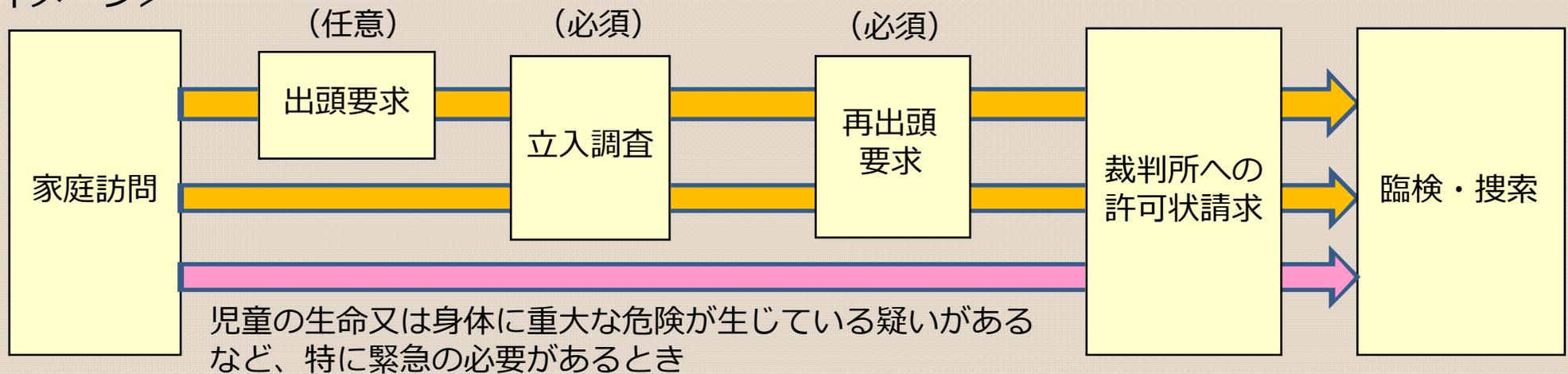
- 児童虐待に関する情報連絡システムや全国の児童相談所間のデータ共有の在り方を検討。

緊急時の臨検・搜索手続の簡素化

現状

- 都道府県知事は、立入調査について正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求にも応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、解錠などの実力行使を伴って、住居等へ立ち入り、児童の安全確認を行うことができる。
- 平成25年度における臨検・搜索の件数は、0件。平成20年4月の施行以後に実施された全7件の事例の出頭要求から臨検搜索までに要した日数は1～70日。

<イメージ>



課題

- 緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、立入調査や出頭要求、裁判所の許可の手続きに時間を要する場合がある。



施策の方向性

- 緊急時における、都道府県による児童の家庭への臨検・児童搜索手続を簡素化することを検討。

民間の活用等による里親委託等の推進

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1/3、グループホームを概ね1/3、里親・ファミリーホームを概ね1/3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成25年度末現在で15.6%。
- 都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業を行うほか、児童養護施設等への里親支援専門相談員の配置を進めている。

○里親等委託率の推移

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
1 1 . 1 %	1 2 . 0 %	1 3 . 5 %	1 4 . 8 %	1 5 . 6 %

※福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

課題

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わっていない。

施策の方向性

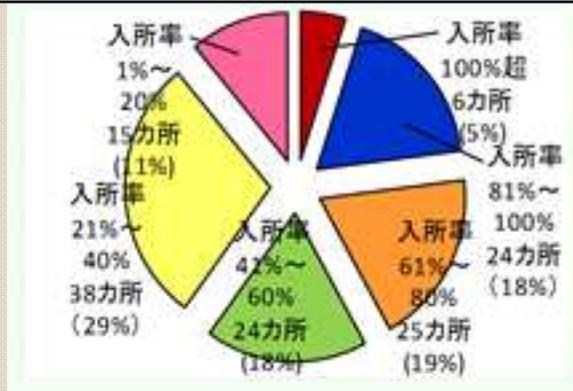
- NPO法人等の民間団体に、里親の開拓、研修等の里親支援機関事業を委託することを推進し、児童相談所の里親委託に係る業務の軽減や里親委託の推進を図ることを検討。
- 里親支援機関事業の在り方を検討。
- 養子縁組の推進方策の在り方を検討。
- 育児・介護休業法上の育児休業の対象となる子の範囲を検討。

一時保護所の体制整備等

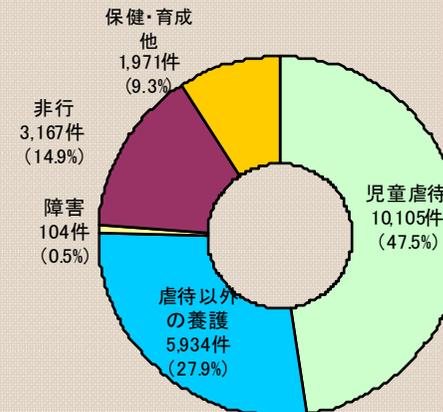
現状

- 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができることとされている。
- 一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。

年間平均入所率（平成25年）



平成25年度 保護理由別件数



課題

- 一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、入所率が高いところがみられるが、十分な定員を確保する必要がある。
- 一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。



施策の方向性

- 一時保護所の体制の整備等を検討。

一時保護所の第三者評価

現状

- 一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。
- 一方で、児童養護施設などと比べ、一時保護所に保護されている児童の処遇等については、透明性が不十分であるとの指摘を受けることがある。

<イメージ>

一時保護所



評価

【第三者機関】



- ・客観性の担保
- ・信頼の獲得
- ・課題の共有化

課題

- 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。
- そのためには、運営の客観性の担保、信頼の獲得、課題の共有化などが必要。

施策の方向性

- 一時保護所の第三者評価の在り方を検討。

被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

現状

- 特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることなどから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。
- 性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。

<イメージ>



課題

- 被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」(※)につながる場合がある。
- ※二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

施策の方向性

- 特に性的虐待の事案を念頭に、被虐待児童の心理的負担の軽減に配慮しながら被害状況を確認する面接の在り方を検討。

情緒障害児短期治療施設の体制整備等

現状

- 情緒障害児短期治療施設は、平成26年度で全国38カ所。少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）としているが、30道府県の設置に留まっている。
- 平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。
- 情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

○情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
3 7カ所	3 7カ所	3 8カ所	3 8カ所	3 8カ所

※各年10月1日現在

未設置都道府県

秋田県・山形県・福島県・千葉県・
 東京都・新潟県・富山県・石川県・
 福井県・山梨県・奈良県・徳島県・
 愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・
 沖縄県

計 17 県

課題

- 医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。
- 学校教育との連携が進んでいない。
- 被虐待児など対応が困難な児童が増えていることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。



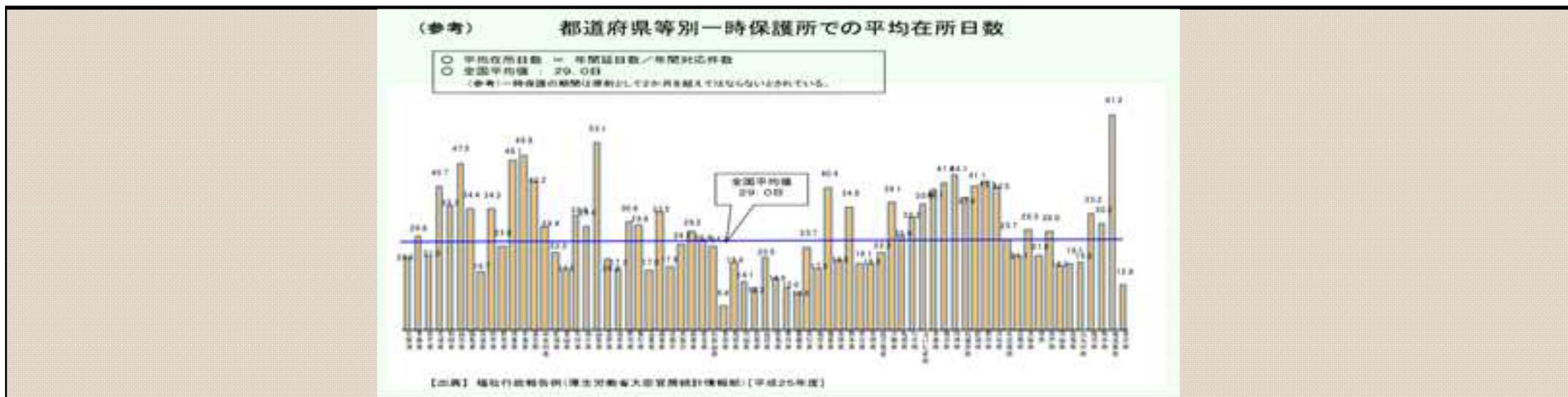
施策の方向性

- 情緒障害児短期治療施設の体制整備等を検討。

一時保護の延長の際の保護者関与

現状

- 児童相談所長による児童の一時保護の期間は、その開始日から2か月を超えてはならない。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、一時保護を継続することができる。
- 児童相談所長による一時保護の継続が児童の親権者の意に反する場合には、都道府県知事は、2か月ごとに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。



課題

- 一時保護について保護者の同意がない場合、更に延長を行うと、児童相談所と保護者の関係性が悪化するケースがある。
- 一時保護の延長に当たって、児童相談所と保護者との関係を円滑に保ち、保護者の納得性を高める必要がある。



施策の方向性

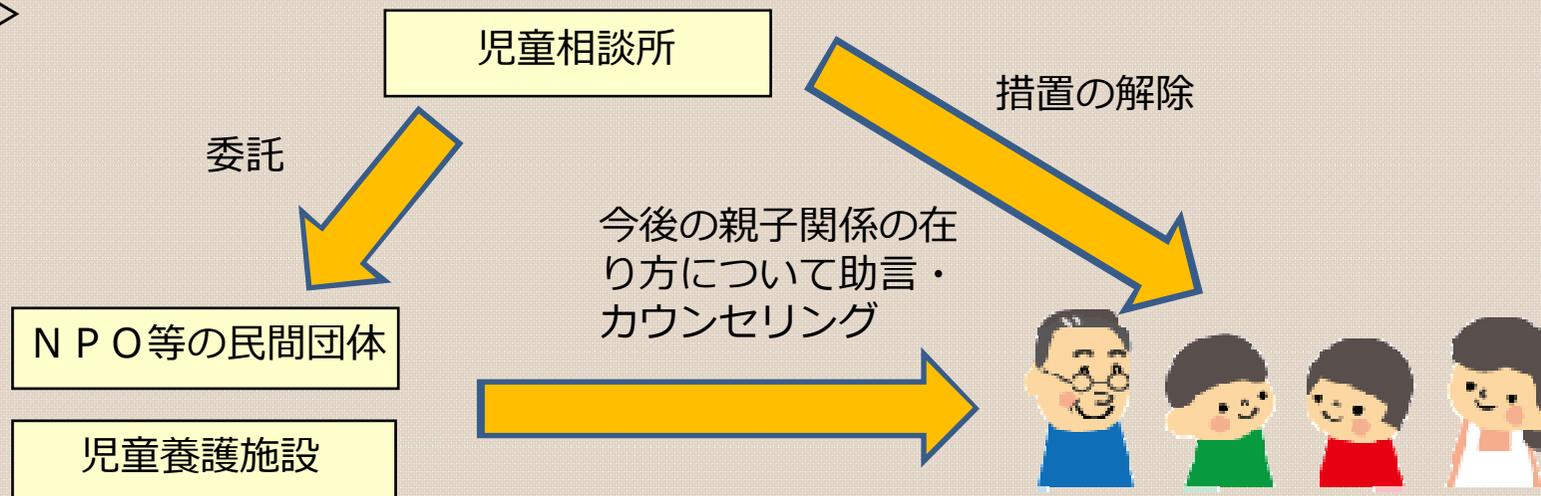
- 都道府県児童福祉審議会の意見聴取の際に、保護者が意見を述べる機会を設けることを検討。

一時保護や措置の解除時の助言等

現状

- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策の見込まれる効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



課題

- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、その後の継続的なフォローが重要。

施策の方向性

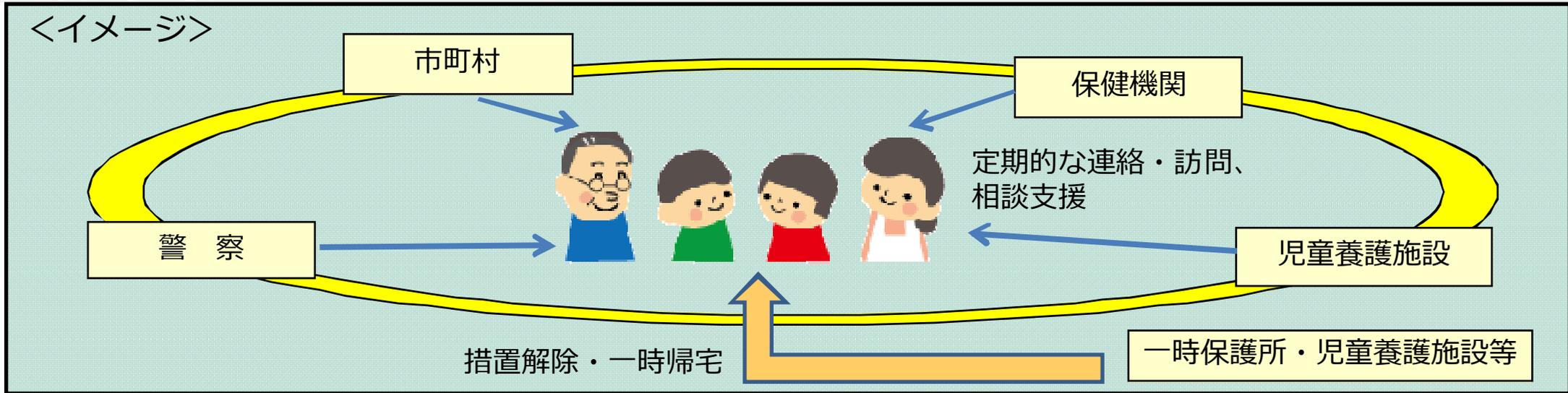
- 一時保護や施設入所等の措置の解除時における、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングの実施を検討。

措置解除後等における継続的な安全確保措置

現状

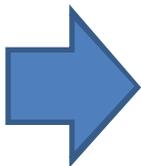
- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



課題

- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。



施策の方向性

- 措置解除後に帰宅した場合や一時保護解除時などにおいて、市町村、児童養護施設、NPO等の関係機関等が連携して定期的に連絡・訪問すること等により、児童の安全確認を行うとともに、家族への相談支援を行うことを検討。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

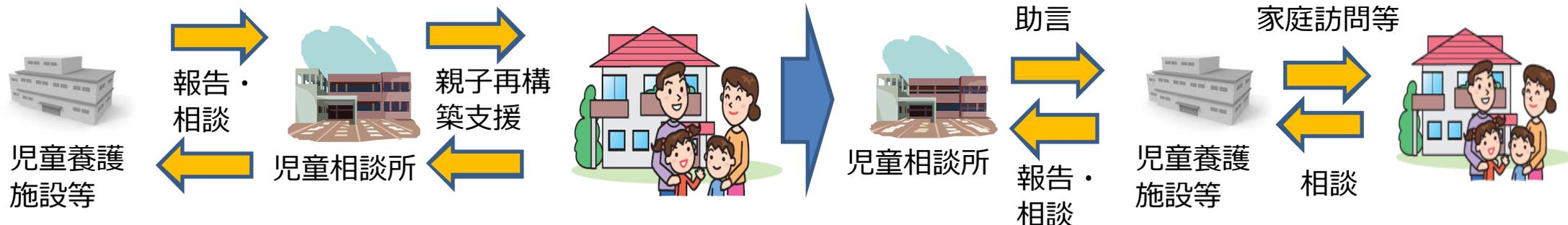
現状

- 保護者への援助を行うことで親子関係の再構築を図り、児童の早期の家庭復帰を可能とするため、児童相談所が主体となって親子関係再構築支援を行っている。
- また、児童養護施設等においても児童相談所と連携して親子再構築支援に取り組んでおり、児童養護施設等においては、入所児童の早期の家庭復帰を可能とするための相談援助を行う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を義務付けている。

<イメージ>

<現行>

<今後>



課題

- 施設と児童相談所との連携が不十分であることや入所措置時の介入が原因で児童相談所に拒否的な家庭が多いこと等により十分な対応ができていない。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童についても計画的な親子関係再構築を図る必要がある。

施策の方向性

- 施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援を検討。

児童家庭支援センターの更なる活用

現状

- 児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うこととされている。
- 平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

○児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	...	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

※各年10月1日現在

※目標力所数

課題

- 現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。



施策の方向性

- 児童家庭支援センターの更なる活用の在り方を検討。

自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施

現状

- 児童養護施設等では、入所児童に対して、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。
- 児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

<イメージ>



- <自立支援のための支援例>
- ①社会性の習得
 - ②履歴書の書き方、面接指導
 - ③ハローワークへの同行支援
 - 社会体験・就労体験を追加
農家等での活動
ボランティア活動への参加 等

課題

- 入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。
- 進路指導・職業指導等に係る専門的支援を行うための仕組みが必要。
- 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



施策の方向性

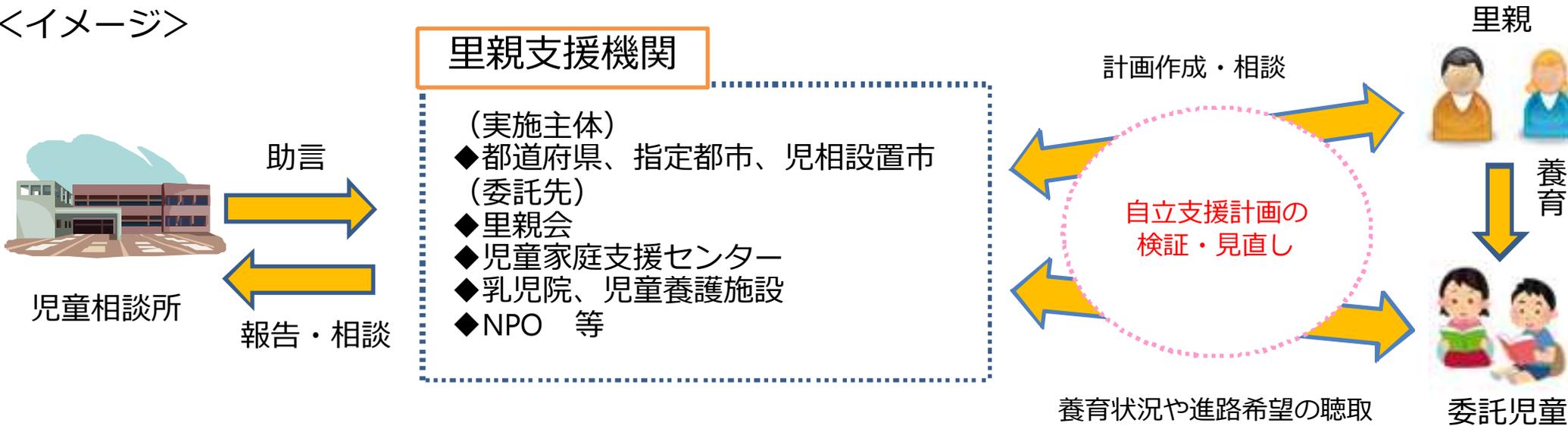
- 入所措置等の時点から計画的・効果的な自立支援を行うとともに、進路指導、職業指導等に係る専門的支援を行うことを検討。

里親委託児童の自立支援の充実

現状

○里親委託児童に係る自立支援計画は児童相談所が作成しているが、今後、より一層の自立支援の強化が求められる。

<イメージ>



課題

- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親に係る業務に十分関わっていない。
- 里親委託児童について、児童相談所以外の主体による自立支援計画の作成を検討する必要。



施策の方向性

- 日常的に里親や委託児童を支援する里親支援機関が自立支援計画を作成することを可能とすることを検討。

18歳に達した者に対する支援

現状

- 一時保護中や施設入所等の措置に関する家庭裁判所への承認手続中に18歳に達した者については、一時保護の継続や施設入所等の措置が可能かどうか、明確ではない。
- 裁判所の承認による施設入所等措置の延長や延長期間中の接近禁止命令等、別の施設への措置変更等について、18歳以降20歳までの間、必要な措置が可能かどうか、明確ではない。
- 20歳に達した場合には、施設入所等の措置が終了する。

高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

課題

- 被虐待児童については、18歳到達後を含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけることが重要。



施策の方向性

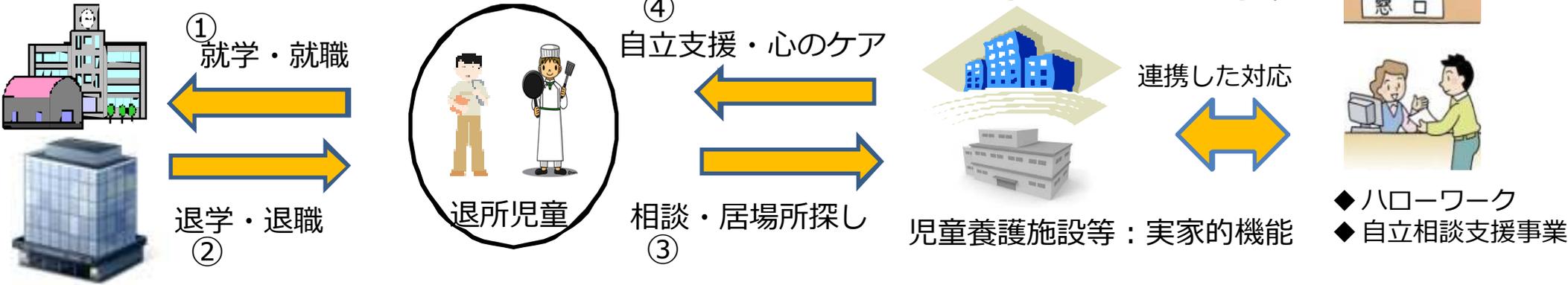
- 積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援の在り方について検討。

施設退所後のアフターケアの推進

現状

- 施設退所後や里親委託解除後の児童について、中途退学や短期間で離職してしまった場合にやり直しができるよう、居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築することが必要である。こうした居場所づくりや見守り支援については、児童養護施設等の役割とされているが、児童養護施設等においては、施設入所児童への支援が中心となるため、必ずしも十分に実施できていない状況にある。
- 地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年10月1日現在23自治体、20カ所で実施されている。

<イメージ>



課題

- 入所措置による支援の対象から外れることにより、退所者の状況の把握が困難となることがある。
- 状況の把握が困難な退所者が中途退学や短期間で離職してしまった場合に、頼るべき居場所や見守り支援の担い手が少ない場合がある。



施策の方向性

- 自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進を検討。